

◇ 弔慰金の取扱い

Q : 先日、当社の社員が亡くなりました。退職金のほかに弔慰金を支給しようと思いますが、どのように取り扱われますか？

A : 社会通念上相当な金額であれば、法人税では損金算入、所得税、相続税では非課税となります。

【解説】

[法人税] 法人税では、退職金と区分して支給される弔慰金について、その額が社会通念上相当であるならば、支給した日の事業年度の損金の額に算入することができるとしています。この場合の社会通念上相当かどうかは、その法人の規模、その者の社会的地位及び他の類似企業の支給状況等を勘案して判定することになります。なお、適正額を超える部分の金額は、退職給与として取扱われることとなります。

[所得税] 所得税では、弔慰金として支給される金額が社会通念上相当であれば、課税しないこととされています。

[相続税] 相続税では、弔慰金の金額のうち、次の金額までは相続財産に含めなくてよく、これを超える部分の金額は退職手当等として相続財産とみなして取扱われることとなります。

- ① 業務上の死亡であるとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の3年分に相当する金額
- ② 業務上の死亡でないとき…被相続人の死亡時における賞与以外の普通給与の半年分に相当する金額

